

源泉徴収簿を使用した年末調整の手順

※ 国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載している「年末調整計算シート」(Excel)をご利用いただくと、年末調整の計算を簡単に行うことができます。

1 扶養控除等(異動)申告書から源泉徴収簿への記入及び源泉徴収簿の「給料・手当等」欄、「賞与等」欄から「年末調整」欄への記入

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶養控除等(異動)申告書の記入欄。扶養親族の氏名、生年月日、住所、扶養親族の種類(山川明子、山川一郎、山川二郎、山川隆雄)が記載されている。また、扶養親族の所得金額も記載されている。

(扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表)

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額			
人数	控除額	人数	控除額
1人	380,000円	5人	1,900,000円
2人	760,000円	6人	2,280,000円
3人	1,140,000円	7人	2,660,000円
4人	1,520,000円	8人以上	7人を超える1人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額

② 障害者等の控除額の加算額			
イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき	750,000円	
ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる(人)がいる場合	1人につき	400,000円	
ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる(人)がいる場合	左の一に該当するときは各	270,000円	
ニ 所得者本人がひとり親に当たる場合		350,000円	
ホ 同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき	200,000円	
ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	250,000円	
ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	100,000円	

令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿

区分	支給年月日	支給金額	社会保険料等の控除額	扶養親族等の控除額	算出税額	年末調整による過不足税額	引当金	源泉徴収額
1	1/20	590,000	90,093	499,007	5	8,420	8,420	0
2	2/21	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	0
3	3/22	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	0
4	4/20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0
5	5/20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0
6	6/20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0
7	7/20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0
8	8/19	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0
9	9/20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0
10	10/20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	0
11	11/21	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	0
12	12/20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	0
計		7,170,000	2,107,837	6,090,063	5	109,860	109,860	0

1,140,000円+270,000円
+200,000円+250,000円
=1,860,000円

項目	金額
給料・手当等	7,170,000円
賞与	1,800,000円
計	8,970,000円
給与所得控除後の給与等の金額	7,020,000円
所得金額調整控除額	4,700円
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	6,973,000円
社会保険料等からの控除分(①+②)	1,354,887円
除却等による社会保険料の控除分	0円
控除額	1,354,887円
生命保険料の控除額	120,000円
地震保険料の控除額	50,000円
配偶者(特別)控除額	380,000円
扶養控除等(異動)申告書の記載額	1,860,000円
基礎控除額	480,000円
所得控除額の合計額	4,244,887円
課税所得金額(①-②)	2,728,000円
(特定増設等)住宅借入金等特別控除額	126,500円
年間所得税額(③-④、マイナスの場合は0)	48,800円
年調年税額(⑤×102.1%)	49,800円
差引(超過額)又は不足額(⑥-⑦)	153,594円
本年最後の給与から徴収する税額に相当する金額	0円
未払給与に係る未徴収の税額に相当する金額	0円
差引還付する金額(⑧-⑨)	153,594円
同上の本年中に還付する金額	0円
うち翌年において還付する金額	0円
不足額(本年最後の給与から徴収する金額)	0円

2 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書から源泉徴収簿への記入

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマカワ ケイロウ	記載のしははごちろ
給与の支払者の法人番号 1112133141451617	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	
給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3			

基・配・所

～記載に当たっての注意～

- ①「基礎控除申告書」(配偶者控除等申告書)については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が100万円以下でかつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」(配偶者控除等申告書)の欄に記載してください。
 - 上記以外でかつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が250万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(配偶者控除等申告書)に記載する必要はありません。
 - 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が85万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の個人番号 2 2 3 1 3 4 1 4 5 1 5 1 6 1 7 1 7	配偶者の生年月日 54年10月5日
配偶者の住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の生計を一にする事実 配偶者である	

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		6,973,000

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		400,000

48万円以下かつ年齢70歳以上 (80歳以上以前生)	配偶者控除額
48万円以下かつ年齢70歳未満 (老人控除対象配偶者に該当)	配偶者控除額
48万円超95万円以下	配偶者控除額
95万円超133万円以下	配偶者控除額

○ 控除額の計算

<input checked="" type="checkbox"/> 90万円以下	(A)	48万円
<input type="checkbox"/> 90万円超 95万円以下	(B)	48万円
<input type="checkbox"/> 95万円超 1,000万円以下	(C)	48万円
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		32万円
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		32万円
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下		16万円

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①+②の合計額)×(印の金額)
A	48万円	38万円	38万円	105万円超 115万円以下
B	32万円	26万円	26万円	115万円超 125万円以下
C	16万円	13万円	12万円	125万円超 133万円以下

配偶者控除の額	380,000
配偶者特別控除の額	

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が85万円以下の場合は、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の1～3に該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて扶養親族等(欄及び)特別障害者(欄)にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
- 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が記載してください(この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません)。

要件

あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)

同一生計配偶者(★)が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)

扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)

扶養親族が年齢23歳未満(平12.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)

(フリガナ) 配偶者の生年月日

同一生計配偶者又は扶養親族の氏名
ヤマカワ ジロウ

あなたの住所又は居所
東京都練馬区栄町23-7

あなたの配偶者の住所又は居所
東京都練馬区栄町23-7

特別障害者に該当する事実
扶養親族等申告書のとおり

令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿

甲欄	乙欄	所 属	経理課	職 名	経理係長	住 所	氏 名	整理番号
						東京都練馬区栄町23-7	山川 太郎	8
区分	月 日	支給総額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の給与総額	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料	1:20	590,000	90,093	499,907	5人	8,420		8,420
	2:21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
	3:22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
	4:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	5:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	6:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	7:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	8:19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	9:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	10:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	11:21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	12:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
計	①	7,170,000	②	1,079,937	6,090,063	③	109,860	
賞与	6:10	900,000	136,575	763,425	5	93,534	93,534	
	12:26	900,000	138,375	761,625	5	93,534	153,594	
計	④	1,800,000	⑤	274,950	1,525,050	⑥	93,534	153,594

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

3 保険料控除申告書から源泉徴収簿への記入

令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなた(氏名) 山川 太郎	ヤマカワ タロウ
税務署長	給与の支払者の法人番号 11122334455667	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	



保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(円)	給与の支払者の確認
●●生命	養老	山川太郎	山川明子	旧	25,000	○
××生命	養老	〃	〃	新	80,000	○
A 25,000 (新保険料等) + B 80,000 (旧保険料等) = 105,000					105,000	○
●●生命	介護	山川太郎	山川明子	新	80,000	○
C 80,000 (新保険料等)					80,000	○
●●生命	〇〇年金	山川太郎	山川太郎	新	90,000	○
××生命	〇〇年金	〃	〃	新	30,000	○
D 90,000 (新保険料等) + E 30,000 (旧保険料等) = 120,000					120,000	○

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿

甲欄 乙欄	所 属 経理課 職 名 経理係長 住 所 東京都練馬区栄町23-7	氏 名 山川 太郎 生年月日 明大 54年1月1日	整 理 号 8										
区分	支給 月日	支給 金額	社会保険 等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 金額	扶養親 等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同上の税額に つき戻付又は 徴収した月 区分	戻付又は徴 収した月 区分	戻付又は徴 収した月 区分	戻付又は徴 収した月 区分
1	20	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420					
2	21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420					
3	22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420					
4	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
5	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
6	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
7	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
8	19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
9	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
10	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400					
11	21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400					
12	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400					
計	①	7,170,000	② 1,079,937	6,090,063		③ 109,860							
6	10	900,000	136,575	763,425	5	93,534		93,534					
12	26	900,000	138,375	761,625	5	93,534		93,534					
計	④	1,800,000	⑤ 274,950	1,525,050		⑥ 93,534		⑦ 153,594					

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	0
同上の税額に つき戻付又は 徴収した月 区分	0
戻付又は徴 収した月 区分	0
戻付又は徴 収した月 区分	0
給料・手当等	7,170,000
賞与等	1,800,000
計	8,970,000
給与所得控除後の給与等の金額	7,020,000
所得金額調整控除額 (⑧-850,000円×10%、マイナスの場合は0)	47,000
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	6,973,000
社会保険等からの控除分(②+③)	1,354,887
申告による社会保険料等の控除分	0
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	0
生命保険料の控除額	120,000
地震保険料の控除額	50,000
配偶者(特別)の控除額	380,000
扶養控除及び障害者等の控除額の合計額	1,860,000
基礎控除額	480,000
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	4,244,887
差引課税給与所得金額(⑩-⑳)及び算出所得税額	2,728,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	175,300
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)	126,500
年調年税額(㉒×102.1%)	49,800
差引(超過額)又は不足額(㉔-㉕)	153,594
超過額	153,594
不足額	0

4 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算と源泉徴収簿の記入

(給与所得控除後の金額の算出表)

区 分 月 日	支 給 日 月 日	給 付 金 額	社 会 保 険 料 等 の 控 除 額	社 会 保 険 料 等 の 控 除 後 の 給 付 金 額	扶 養 親 等 の 控 除 額	算 出 税 額	年 末 調 整 に 基 づ き 繰 り 越 した 過 不足 税 額	差 引 徴 収 税 額
1	1:20	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
2	2:21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
3	3:22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
4	4:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
5	5:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
6	6:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
7	7:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
8	8:19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
9	9:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
10	10:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
11	11:21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
12	12:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
計		7,170,000	1,079,937	6,090,063		109,860		93,534
6	6:10	900,000	136,575	763,425	5	93,534		93,534
12	12:26	900,000	138,375	761,625	5	153,594		153,594
計		1,800,000	274,950	1,525,050		93,534		153,594

給 付 金 額	給 付 金 額 控 除 後 の 給 付 金 額	給 付 金 額 から 控 除 した 金 額
6,600,000	8,500,000	給付等の金額に90%を乗じて算出した金額から控除した金額
8,500,000	20,000,000	給付等の金額から1,950,000円を控除した金額

(8,970,000円 - 8,500,000円) × 10% = 47,000円

(8,970,000円 - 1,950,000円)

5 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

区 分 月 日	支 給 日 月 日	給 付 金 額	社 会 保 険 料 等 の 控 除 額	社 会 保 険 料 等 の 控 除 後 の 給 付 金 額	扶 養 親 等 の 控 除 額	算 出 税 額	年 末 調 整 に 基 づ き 繰 り 越 した 過 不足 税 額	差 引 徴 収 税 額
1	1:20	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
2	2:21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
3	3:22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
4	4:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
5	5:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
6	6:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
7	7:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
8	8:19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
9	9:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
10	10:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
11	11:21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
12	12:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
計		7,170,000	1,079,937	6,090,063		109,860		93,534
6	6:10	900,000	136,575	763,425	5	93,534		93,534
12	12:26	900,000	138,375	761,625	5	153,594		153,594
計		1,800,000	274,950	1,525,050		93,534		153,594

給 付 金 額	給 付 金 額 控 除 後 の 給 付 金 額	給 付 金 額 から 控 除 した 金 額
6,600,000	8,500,000	給付等の金額に90%を乗じて算出した金額から控除した金額
8,500,000	20,000,000	給付等の金額から1,950,000円を控除した金額

(2,728,000円 × 10% = 272,800円)

(令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税 率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 ♪	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 ♪ 6,950,000円 ♪	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 ♪ 9,000,000円 ♪	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 ♪ 18,000,000円 ♪	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円 ♪ 18,050,000円 ♪	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

6 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書から源泉徴収簿への記入及び年調年税額の計算・記入

平成34年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与支払者受付印
 (この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給付の支払者の名称(氏名) 神田	給付の支払者の法人(個人)番号 〇〇〇〇株式会社	あなたの氏名 山川太郎	あなたの個人番号 XXXXXXXXXXXX
給付の支払者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7		

項目	③住宅のみ	④土地等のみ	⑤住宅及び土地等	増改築等に係る借入金等の年末残高	増改築等の費用の額	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額	増改築等の費用の額のうち居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高
① 住宅又は購入に係る借入金等の年末残高			12,650,000				
② 家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	31,000,000				
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	120.00	140.00	100				
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)			12,650,000				
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)			12,650,000				
⑥ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の金額(⑤×1%)	126,500						
⑦ 年間所得の見積額	6,973,000						
⑧ 特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)							
⑨ 特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑧と⑤の少ない方)							
⑩ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑧×1%)	126,500						

○この申告書及び証明書を平成34年まで保存し、平成34年分の年末調整を受ける時に給与支払者に提出してください。

平成34年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成26年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

東京都練馬区栄町23-7
 山川太郎様
 平成27年10月16日
 練馬東 税務署長 財務事務室〇〇〇 印長 署名

項目	家屋又は購入した家屋に係る事項	増改築等をした部分に係る事項
① 居住開始年月日	平成26年3月12日	居住開始年月日
② 家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	増改築等の費用の額
③ 家屋又は土地等の総床面積又は総面積	120.00	④のうち居住用部分の費用の額
④又は④のうち居住用部分の床面積又は面積	120.00	特定増改築等の費用の額
		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(平成26年中居住者用)

所属	経理課	職名	経理係長	住所	氏名	整理番号
所属	経理課	職名	経理係長	東京都練馬区栄町23-7	山川太郎	8

区分	支給日	支給金額	社会保険等控除	社会保険料等控除	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整差引	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した超過税額	所得金額調整控除の適用	所得金額調整控除の適用
1	20	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420					
2	21	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420					
3	22	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420					
4	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
5	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
6	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
7	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
8	19	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
9	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
10	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400					
11	21	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400					
12	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400					
計		7,170,000	1,074,937	6,095,063		109,860						
6	10	900,000	136,575	763,425	5	93,534	93,534					
12	26	900,000	138,375	761,625	5	93,534	93,534					
計		1,800,000	274,950	1,525,050		187,068						

区	分	金	額	税	額
給料・手当等	①	7,170,000	③	109,860	
賞与	④	1,800,000	⑥	93,534	
計	⑦	8,970,000	⑧	203,394	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	7,020,000	所得金額調整控除の適用		
所得金額調整控除額	⑩	47,000	所得金額調整控除の適用		
給与所得控除後の給与等の金額	⑪	6,973,000	所得金額調整控除の適用		
社会保険等からの控除額	⑫	1,354,887	配偶者の合計所得金額	400,000	
控除額	⑬	0	旧長期預金保険料支払額	14,800	
生命保険料の控除額	⑭	120,000	地震保険料の控除額	50,000	
地震保険料の控除額	⑮	50,000	配偶者(特別)控除額	380,000	
配偶者(特別)控除額	⑯	380,000	扶養親族及び障害者等の控除額の合計額	1,860,000	
扶養親族及び障害者等の控除額の合計額	⑰	1,860,000	基礎控除額	480,000	
基礎控除額	⑱	480,000	所得控除額の合計額	4,244,887	
所得控除額の合計額	⑲	4,244,887	控除後の所得金額	2,728,000	
控除後の所得金額	⑳	2,728,000	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉑	126,500	年調所得税額	48,800	
年調所得税額	㉒	48,800	年調年税額	49,800	
年調年税額	㉓	49,800	差引(超過)又は不足額	153,594	
差引(超過)又は不足額	㉔	153,594	超過額		
超過額	㉕		未払分に係る未徴収の税額に充当する金額	153,594	
未払分に係る未徴収の税額に充当する金額	㉖	153,594	送引還付する金額	153,594	
送引還付する金額	㉗	153,594	以上の(本年中に)還付する金額		
以上の(本年中に)還付する金額	㉘		翌年において還付する金額		
翌年において還付する金額	㉙		不足額		
不足額	㉚		本年最後の給与から徴収する金額		
本年最後の給与から徴収する金額	㉛		翌年に繰り越して徴収する金額		
翌年に繰り越して徴収する金額	㉜				

(48,800円×102.1%)
 (100円未満切捨て)

7 過不足額の計算と源泉徴収簿の記入

甲欄 乙欄		所属	経理課	職名	経理係長	住所	(郵便番号 176-0006)	東京 都 練馬区 栄町 23-7	氏名	(フリガナ)	ヤマカワ	タロウ	整 理 番 号	8	
区 分	1	1:20	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額						
	2	2:21	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	扶養親族等の数						
	3	3:22	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	特定扶養親族						
	4	4:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	老人扶養親族						
	5	5:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	障害者等						
	6	6:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	所得金額調整控除の適用						
	7	7:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	所得金額調整控除額						
	8	8:19	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	給与所得控除後の給与等の金額						
	9	9:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	社会保険料等申告による社会保険料の控除分						
	10	10:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	生命保険料の控除額						
	11	11:21	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	地震保険料の控除額						
	12	12:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	配偶者(特別)控除額						
計	①	7,170,000	②	1,079,937	6,090,063	③	109,860		基礎控除額						
給 料 手 当 等	6	6:10	900,000	136,575	763,425	5	93,534	93,534	所得控除額の合計額						
	12	12:26	900,000	138,375	761,625	5	153,594	153,594	差引課税給与所得金額						
	計	④	1,800,000	⑤	274,950	1,525,050	⑥	93,534	▲153,594	特定増改築等)住宅借入金等特別控除額					
	年 調 年 税 額 (②×102.1%)														
	差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (②-⑧)														
	超 過 額														
	差 引 還 付 する 金 額 (②-⑨)														
	同 上 の 本 年 中 に 還 付 する 金 額														
	同 上 の 翌 年 に お いて 還 付 する 金 額														
	不 足 額														
	同 上 の 本 年 最 後 の 給 与 から 徴 収 する 金 額														
	同 上 の 翌 年 に 繰 り 越 して 徴 収 する 金 額														

49,800円 - 203,394円
= △153,594円
(超過額 153,594円)